

# 神戸への人流還元を目指した首都圏コミュニティ構築業務 に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

|  |  |            |                    |
|--|--|------------|--------------------|
| 1 委託業務に係る委託料<br>(部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期)  | 〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇〇円。検査終了後に支払）<br><br><table border="1"><tr><td>精算を行う場合の方法</td><td>なし</td></tr></table>   | 精算を行う場合の方法 | なし                 |
| 精算を行う場合の方法   | なし   |            |                    |
| 2 契約保証金（第3条関係）   | 免除   |            |                    |
| 3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）<br><br><table border="1"><tr><td>債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨</td><td>なし</td></tr></table>   | 債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨   | なし         | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| 債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨   | なし   |            |                    |
| 4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別<br><br>有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）<br><br><table border="1"><tr><td>委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期</td><td>なし</td></tr></table> | 委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期  | なし         | なし                 |
| 委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期  | なし   |            |                    |
| 5 別紙委託契約款のうち適用を除外する条項  | 第8条  |            |                    |
| 6 別紙委託契約款に付加する条項   | 第43条 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、乙に帰属する。<br>2 乙は、甲が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、甲の行為に対し、著作者人格権を行使しない。 |            |                    |
| 7 担保期間（第13条）   | なし   |            |                    |

## 〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

## 〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年　月　日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
甲 神戸市  
契約担当者 企画調整局長 ○○ ○○ 印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

乙 印  
※電子契約の場合は「印」は削除する。